

介護老人保健施設（介護予防）通所リハビリテーション利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設はまなす苑（以下「事業所」という。）は、要支援、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、（介護予防）通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引き受けとなる者（以下「家族等」という。）は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が（介護予防）通所リハビリテーション利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。ただし、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行われない限り初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用できるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく（介護予防）通所リハビリテーションを解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び家族等は、速やかに当事業所及び利用者の居宅介護サービス計画作成者に連絡するものとします。

（当事業所からの解除）

第4条 当事業所は利用者及び家族等に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく（介護予防）通所リハビリテーションを解除・終了することができます。

- ① 利用者が要支援認定、要介護認定において自立と判定された場合。
- ② 利用者の居宅介護サービス計画で決められた利用時間を超える場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当事業所での適切な（介護予防）通所リハビリ

テーションサービスの提供を超えると判断された場合。

- ④ 利用者及び家族等が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者又は家族等者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合。

(利用料金)

第5条 利用者及び家族等は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく（介護予防）通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当事業所は、利用者及び家族等が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求及び明細書を毎月7日までに送付し、利用者及び家族等は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。なお、支払の方法は、銀行振込または事業所窓口での支払とします。
- 3 当事業所は、利用者又は家族等から、1項に定める利用料の支払を受けたときは、領収書を発行します。

(記 録)

第6条 当事業者は、利用者の（介護予防）通所リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、利用者の親族、その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる場合（当施設が記録の閲覧、謄写を拒否した結果、利用者の利益を損なうと判断した場合）に限りこれに応じます。

(身体の拘束)

第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその容態及び時間、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(業務継続計画の策定等)

第8条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(衛生管理)

第9条 当事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとします。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとします。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策検討委員会を定期的に行うとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をするものとします。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施するものとします。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は センター長 大橋 雅之です。

(就業環境の確保)

第11条 当事業所は、適切な通所リハビリテーション〔通所予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動または優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。

(秘密の保持)

第12条 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は家族等に関する秘密を、正当な理由無く第三者に漏らしません。ただし、個人情報に関する同意書記載の個人情報については利用者及び家族等からあらかじめ同意を得た上で利用するものとします。

- 2 前項に定めのない個人情報利用の必要性がある場合には、その都度、個人情報の内容、必要理由を文章で示し、新たに利用者及び家族等から同意を得た上で利用するものとします。

(緊急の対応)

第13条 当事業所は利用者に対し、事業所医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、(介護予防)通所リハビリテーションサービス利用中に利用者の身体の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者等が指定するものに対し、緊急に連絡します。

(事故発生への対応)

第14条 サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の住所を有する市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うものとします。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について連絡するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

尚、事故発生、再発防止の措置を適切に実施するための担当者は施設長 高橋賢二です

(賠償責任)

第15条 (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供による事故等に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して損害を賠償するものとします。(当事業所は、全国老人保健施設協会と損害賠償保険契約を締結しています)

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び家族等は、連帯して当事業所に対しその損害を賠償するものとします。

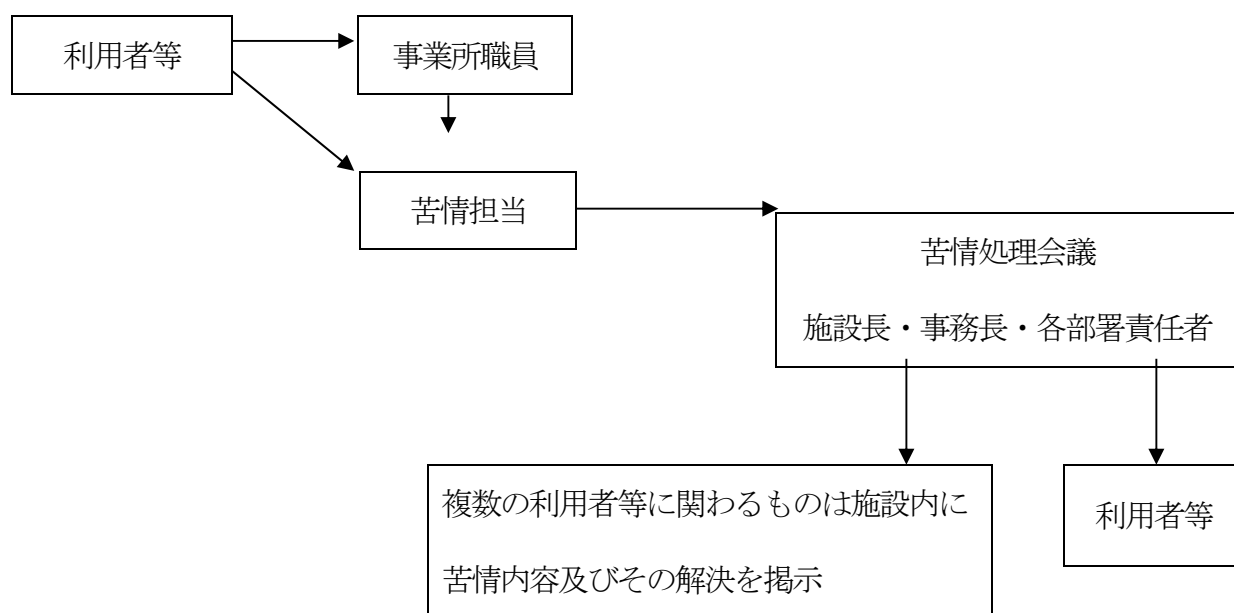
(要望又は苦情等の申出)

第16条 利用者及び家族等は、当事業所の提供する（介護予防）通所リハビリテーションサービス
に対しての要望又は苦情等について、担当職員に申出することができます。

担当職員 支援相談員 蛭名 由紀子

電話番号 0175-26-3333 FAX 0175-26-3600

受付時間 午前9時から午後6時まで



2 前項の他、利用者が住所を有する市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口
等に苦情を伝えることができます。

むつ市介護保険係 0175-22-1111

青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336

(利用契約に定めのない事項)

第17条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、
利用者又は家族等と当事業所が誠意をもって協議し定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設 はまなす苑のご案内

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 はまなす苑
- ・開設年月日 平成7年5月2日
- ・所在地 むつ市大字奥内字金谷沢1-167
- ・電話番号 0175-26-3333 FAX 26-3600
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0250880010号)

(2) 介護老人保健施設はまなす苑通所リハビリテーションの目的と運営方針

介護老人保健施設通所リハビリテーションは、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練、その他の必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人保健施設通所リハビリテーションを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも長く家庭での生活にできるように支援することを目的とした事業です。

「介護老人保健施設 はまなす苑の運営方針」

1. この施設は、介護保険法における要介護者に対し、医療、看護、介護、機能訓練等の施設業務をもって生活の自立と家庭復帰を促進する。
2. この施設は、入所者の基本的人権と個別生活を尊重し、障害を有しているにもかかわらず希望と生きがいのある生活を送れるよう、その援助に努める。
3. この施設は、入所者の快適、平穏、安全な生活確保と環境保全のために、防災及び衛生対策に十分配慮する。

4. この施設は、介護保険の社会的責任に基づき、施設の高水準化を目指すと共に、「寝たきりゼロ」への適切な訓練等によってその予防対策を積極的に展開する。
5. この施設は、利用者の健康、生命の担い手としての職員の資質向上を図るとともに、明るく家庭的な施設、魅力ある職場の実現を目指す。
1. この施設は、地域保健医療の拠点となり、その設備、技術知識等を住民に解放し、通所リハビリテーション、短期入所療養介護等の事業をもって在宅に寄与する。

(3) 通所定員 20名

2. サービス内容

① サービス計画の立案

② 食 事

 昼 食 12時00分～

③ 入 浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）

④ 医学的管理・看護・栄養管理・口腔衛生管理

⑤ 介護

⑥ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 行政手続き代行

⑨ その他

※これからのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当事業所では下記の医療機関・歯科の医療機関に協力いただいております。

- ・協力医療機関

- ・名 称 むつ総合病院
- ・所在地 むつ市小川町一丁目 2 - 8

- ・協力歯科医療機関

- ・名 称 小田川歯科医院
- ・所在地 むつ市金曲一丁目 1 - 6

緊急時の連絡先

緊急の場合には「緊急時連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・面会
- ・飲酒・喫煙
- ・火気の取扱い
- ・設備・備品等の持込み
- ・所持品・備品等の持込み
- ・金銭・貴重品の管理
- ・宗教活動
- ・ペットの持込み

5. 災害対策

- ・防災設備 消火器、消火栓、防火扉、準耐火構造、
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

なお、当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽に連絡ください。(電話0175-26-3333)

8 その他

当事業所の詳細について、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。

<別紙2>

(介護予防) 通所リハビリテーションについて

1 介護保険証の確認

ご利用の申込にあたり、ご利用希望者の介護保険者証を確認させていただきます。

2 (介護予防) 通所リハビリテーションについての概要

(介護予防) 通所リハビリテーションは、要支援、要介護者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法、作業療法その他専ら(介護予防) 通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、(介護予防) 通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3 利用料金

(1) 基本料金

事業所利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護等の程度及び介護保険負担割合によって利用料が異なります。)

イ 介護予防通所リハビリテーション(1ヶ月単位の負担額となります。)

・要支援1 2,268円

・要支援2 4,228円

加 算

・介護職員等処遇改善加算(I) 8.6%

・サービス提供体制加算(I) 要支援1 88円/月

要支援2 176円/月

ロ 通所リハビリテーションサービス（実施時間6時間以上7時間未満の1日あたりの自己負担額です。）

・要介護1	715円
・要介護2	850円
・要介護3	981円
・要介護4	1,137円
・要介護5	1,290円

加 算

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	8.6%
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1日あたり	22円
・入浴介助加算 1日あたり	40円
・若年性認知症受入加算 1日あたり	60円
・重度療養管理加算 1日あたり	100円
・教養娯楽費：クラブ活動の材料費（実費）	
・行事の材料費（実費）	

(2) その他の料金

食 費	昼食代	535円
-----	-----	------

支払方法

- ・毎月7日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払ください。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

4 事業所の職員体制

	常 勤	常勤兼務	非常勤	業 務 内 容
医 師	老健本体医師と兼務 1			利用者の病状を把握し、利用者の診察 健康管理及び保健衛生指導に従事する。
看護職員	0			医師の診療補助及び看護ならびに利用者 の保健衛生管理及び日常生活の援助に従 事する。
介護職員	1	2		利用者の日常生活の援助に従事する。
支援相談員				利用者及び家族の相談に応じ、必要な 助言その他の援助を行う
作業療法士		2		利用者の機能回復の促進及び機能低下を 予防する業務に従事する。
理学療法士		1		

介護老人保健施設 はまなす苑 （介護予防）通所リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設 はまなす苑 の利用にあたり、当該利用約款を受領し、これらの内容に関して説明を受け、十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

氏 名 _____

住 所 _____

(家族等)

氏 名 _____ 続柄 _____

住 所 _____

介護老人保健施設はまなす苑

施設長 高 橋 賢 二 殿

請求書の送付先

住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

緊 急 時 連 絡 先

順位	氏 名	住所及び連絡場所	電話番号
1	続柄	連絡先	
2	続柄	連絡先	
3	続柄	連絡先	
4	続柄	連絡先	
5	続柄	連絡先	
6	続柄	連絡先	

利用者氏名 _____ 様

個人情報に関する同意書

介護老人保健施設 はまなす苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、
お預りしている個人情報について、利用目的を以下のとおりとします。

1 施設内部での個人情報の利用

施設サービス計画等、療養生活に関わる計画書の作成

利用者のための処遇会議

事故発生時の関係機関への報告書の作成

介護保険各種申請の為の申請書の作成

2 他の事業者等への情報提供を伴う利用

利用者に居宅サービスを提供する事業所との連携（サービス担当者会議、照会への回答）

利用者の診療に当たり、外部の医師等の診察を求める場合

検体検査業務の委託その他の業務委託

事故による関係機関への報告

介護継続認定にかかる情報

審査支払機関への請求書の提出

損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

3 上記以外の利用

当施設において行われる学生等の実習への協力

施設内外で行われる事例研究・発表（利用者が特定される情報は使用しません）

上記について同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 住 所 _____

家族等氏名 _____ 住 所 _____